

11月の税務カレンダー

- ☆平成30年9月決算法人の確定申告
- ☆3月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆所得税の予定納税額の減額承認申請・・・11月15日
- ☆10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
・・・11月12日までに納付

【税務耳より情報】

<個人の税務調査が増えています！>

現在、売上高が、1000万前後の個人事業主への税務調査が増えています。その年によって売上高は増減しますが、基準年度の売上高が1000万円を超えると消費税の課税事業者となります。個人の確定申告の際、事業用資産(車・工具)などの売却があれば、雑収入となりますが、この雑収入も消費税の課税売上高となります。基準年度の売上高を計算する際にこの雑収入等がもれていたため、本来ならば消費税の課税事業者になる方が、消費税の申告をしなかった例などがあります。消費税は、今は8%ですが、来年10月以降は10%となります。申告納税額も増加します。確定申告の際には、雑収入等が漏れないように気をつけることが、必要です！

《ちょっとランチタイム》

今月のランチご紹介は、籠原駅南口近くのBASE DAINERさん(熊谷市籠原南2-355 電話048-514-0757)です。アメリカ西海岸をイメージしたレストラン&カフェです。昨年オープンし、いつも駐車場がいっぱいになる人気店です。メニューのおすすめは、ハンバーガーとパンケーキ！和牛を使ったハンバーガーは、ボリュームたっぷり！パンケーキは、スフレタイプのふわふわパンケーキです！開業して1年、お得な夜のコースもあります。

これから冬本番の季節。人気のパンケーキが食べられる女子会コースで忘年会などいかがですか。



《社労士法人よりお知らせ》

働き方改革について①

平成30年6月29日に、働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が可決成立し、7月6日公布されました。今回の改正は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、①長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現、②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じるのが目的です。中小企業の場合、施行時期が猶予されているものもありますが、中小企業であっても、平成31年4月1日から施行されるものについて、お知らせいたします。

①長時間労働の是正に関するもの

年次有給休暇について、

今まで：労働者が取得の時季を指定

年休の計画的付与の規定に基づき、労使協定により取得の時季を指定

追加：使用者が取得の時季を指定

年10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、使用者は年5日の年次有給休暇について時季指定(付与の基準日から1年以内)が必要になります。労働者が自ら取得の時季を指定するのが原則ですが、どちらにしても必ず年に5日有休を取得させることが義務付けになります。罰則規定もあります。

*詳細については、厚生労働省のホームページでご確認ください。～次号へ続く～

<学習会と望年会のお知らせ>

今年も残り2カ月となりました。恒例の学習会&望年会を下記の日程で企画いたしました。楽しいクイズや賞品をご用意しております。皆様のご参加をお待ちしております。

日時 平成30年11月30日(金) 17:30~20:00

場所 埼玉グランドホテル 深谷 2階 プラナスの間

会費 おひとり様 5,000円(ぐる〜ぷ1会員様 4,000円)

第1部 学習会「消費税セミナー～複数税率どうする～」

第2部 望年会

